

国土建第 324 号
令和元年 11 月 1 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る
都道府県経由事務の廃止について（通知）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号）が令和元年 5 月 31 日に成立し、令和 2 年 4 月 1 日より施行され、令和 2 年 4 月 1 日以降、国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類で国土交通省令で定めるものについては、都道府県を経由して地方整備局等に提出する義務がなくなります。

他方、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする」とされており、経由を希望する都道府県（別紙 1 参照）に主たる営業所を有する建設業者は、引き続き許可申請書その他書類を都道府県を経由して、地方整備局等に提出することができることとされております。

経由事務の廃止に係る事務の取扱いを下記の通り通知いたしますので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 経由事務の存続を希望しない都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和 2 年 4 月 1 日以降、以下の書類について当該都道府県を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出すること。

- ・建設業許可申請書及びその添付書類（建設業法第 5 条、第 6 条及び建設業法施行規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

- ・変更・廃業等の届出書及びその添付書類（建設業法第 11 条、第 12 条及び建設業法施行規則第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 10 条関係）
- ・経営規模等評価申請書及びその添付書類（建設業法第 27 条の 26 第 2 項、第 3 項及び建設業法施行規則第 19 条の 6 関係）
- ・総合評定値の請求書及び経営状況分析の結果の通知書（建設業法施行規則第 21 条の 2 第 2 項関係）

2. 経由事務の存続を希望する都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和 2 年 4 月 1 日以降も、1 に掲げる書類について、従来どおり都道府県を経由して、地方整備局等に提出すること。

(別紙 1)

令和 2 年 4 月 1 日以降の各都道府県の經由事務の存廃の状況及び
許可申請書その他書類の提出先

都道府県	經由事務の存廃	提出先
北海道	廃止	北海道開発局
青森県	廃止	東北地方整備局
岩手県	廃止	東北地方整備局
宮城県	廃止	東北地方整備局
秋田県	廃止	東北地方整備局
山形県	廃止	東北地方整備局
福島県	廃止	東北地方整備局
茨城県	廃止	関東地方整備局
栃木県	廃止	関東地方整備局
群馬県	廃止	関東地方整備局
埼玉県	廃止	関東地方整備局
千葉県	廃止	関東地方整備局
東京都	廃止	関東地方整備局
神奈川県	廃止	関東地方整備局
新潟県	廃止	北陸地方整備局
富山県	廃止	北陸地方整備局
石川県	廃止	北陸地方整備局
福井県	廃止	近畿地方整備局
山梨県	存続	山梨県
長野県	廃止	関東地方整備局
岐阜県	廃止	中部地方整備局
静岡県	廃止	中部地方整備局
愛知県	廃止	中部地方整備局
三重県	廃止	中部地方整備局

都道府県	經由事務の存廃	提出先
滋賀県	廃止	近畿地方整備局
京都府	廃止	近畿地方整備局
大阪府	廃止	近畿地方整備局
兵庫県	廃止	近畿地方整備局
奈良県	廃止	近畿地方整備局
和歌山県	廃止	近畿地方整備局
鳥取県	廃止	中国地方整備局
島根県	廃止	中国地方整備局
岡山県	廃止	中国地方整備局
広島県	廃止	中国地方整備局
山口県	廃止	中国地方整備局
徳島県	廃止	四国地方整備局
香川県	廃止	四国地方整備局
愛媛県	廃止	四国地方整備局
高知県	廃止	四国地方整備局
福岡県	廃止	九州地方整備局
佐賀県	廃止	九州地方整備局
長崎県	廃止	九州地方整備局
熊本県	廃止	九州地方整備局
大分県	存続	大分県
宮崎県	廃止	九州地方整備局
鹿児島県	廃止	九州地方整備局
沖縄県	廃止	沖縄総合事務局